

未熟児養育医療を申請する方へ

未熟児養育医療に係る申請では、自己負担上限額の決定事務等のために申請書に個人番号（マイナンバー）記載が必要となりました。

個人番号（マイナンバー）の取得にあたり、静岡市では個人番号（マイナンバー）の確認および本人確認のため下記の書類の提出が必要となります。お手順をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

また取得した個人番号（マイナンバー）は、未熟児養育医療に関する業務以外には使用せず、また外に漏らすことはありません。

1 個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる人

- ・ 患児本人
- ・ 保護者
- ・ 被保険者（国保の場合は世帯全員）

2 提出書類

① 個人番号（マイナンバー）の確認のために必要な書類

申請書の欄外に個人番号（マイナンバー）を記載した人は、次のうちいずれか1点を窓口で提示してください。

No	提示書類（いずれか1点。すべて原本）
1	個人番号カード
2	通知カード
3	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
4	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書

② 申請する人の身元を確認するために必要な書類

(ア) 窓口で申請書を提出する人は、身元確認をする必要がありますので、次のうちいずれか1点を窓口で提示してください。

No	書類（いずれか1点。すべて原本）
1	個人番号カード
2	運転免許証
3	運転経歴証明書
4	旅券
5	身体障害者手帳
6	精神障害者保健福祉手帳
7	療育手帳
8	在留カード
9	特別永住者証明書

(イ) (ア)を提出することが困難な場合は、次のうちいずれか2点を窓口で提示してください。

No	提出書類（いずれか2点。すべて原本）
1	健康保険証
2	年金手帳
3	児童扶養手当証書
4	特別児童扶養手当証書
5	生活保護受給者証
6	母子健康手帳
7	住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※ ①及び②の両方を提出することが必要となります。

※ 個人番号（マイナンバー）の記載は、厚生労働省が定めた法律に申請の際に必ず記載していただく項目の1つになっています。

※ 申請書に記載する保護者の氏名と窓口で申請書を提出する人が異なる場合は、委任状が必要になります。